

シンガポールによる日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、シンガポール向けに輸出される福島県産の食品について、放射性物質検査報告書等を求められる規制措置がとられていましたが、シンガポール政府より、5月28日付けで撤廃する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

これにより、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制を設けている国・地域の数は事故後の54から14に減少しました。

上記規制の撤廃を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_210528.pdf

「諸外国・地域の規制措置（令和3年5月28日現在）」

【参考1 撤廃前のシンガポールの規制概要】

区分	対象地域		品目	規制内容
1	福島県	全域	水産物、林産物	○放射性物質検査報告書 ○都道府県単位の産地証明
2	福島県	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛生村、飯館村	全食品（水産物、林産物を除く）	○放射性物質検査報告書 ○市町村単位の産地証明
3	福島県	上記区分2に記載のない市町村	牛乳・乳製品、食肉・卵・野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品	○市町村単位の産地証明 （商用インボイスで代替可）
4	福島県以外の都道府県		牛乳・乳製品、食肉・卵・野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物、林産物	○都道府県単位の産地証明 （商用インボイスで代替可）

※輸入者より引き続き商用インボイス等により都道府県名の確認を求められる場合があります。

【参考2 2020年シンガポール向け食品・農林水産物の輸出額】（出典：財務省貿易統計）
295億円（アルコール飲料、牛肉、小麦粉他）、世界第8位

お問合せ先
食料産業局 輸出先国規制対策課
担当者：貞包（さだかね）、横田
代表：03-3502-8111（内線4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475